

1 委託業務監督・検査要領

土木交通部
委託業務 監督・検査 要領

第1章 総 則

(通 則)

第1 土木交通部の所掌する設計業務等の委託契約（土木設計業務等委託契約および建築設計業務委託契約を言う。以下同じ。）の監督および検査の実施に関する取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、滋賀県財務規則（昭和51年規則第56号。以下「規則」という。）、その他の法令が監督および検査の実施に関し定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(監督および検査の実施の細目)

第2 契約担当者は、法 234条の2第1項の規定、令第 167条の15の規定および規則第 241条第1項の規定により行う設計業務等の委託契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）ならびに給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う設計業務等の指定部分および引渡部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）の実施についての細目を定めるときは、次章および第3章によるものとする。

第2章 監 督

(監督の体制)

第3 監督は、規則第 241条第1項の規定により、契約担当者から監督を命じられた職員（以下「監督職員」という。）が行うものとする。

(監督業務の分類)

第4 監督業務は、総括監督業務、主任監督業務および一般監督業務に分類するものとし、これらの業務内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとするものとする。

一 総括監督業務

- イ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で重要なものの処理
- ロ 契約図書（契約書および土木設計業務等委託契約または建築設計業務委託契約における設計図書（以下「設計図書」という。）以下同じ。）の記載内容に関する契約の相手方の確認の申し出または質問に対する承諾または回答で重要なものの処理
- ハ 契約の履行に関する契約の相手方との協議で重要なものの処理
- ニ 関連するその他の業務との工程等に関する調整で重要なものの処理
- ホ 業務の内容の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当者に対する報告

へ 主任監督業務および一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督ならびに監督業務の掌理

二 主任監督業務

イ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理

ロ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申し出または質問に対する承諾または回答（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理

ハ 契約の履行に関する契約の相手方との協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理

ニ 業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督で重要なものの処理

ホ 関連するその他の業務との工程等に関する調整（重要なものを除く）の処理

へ 業務の内容の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督業務を担当する監督職員に対する報告

ト 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督ならびに主任監督業務および一般監督業務の掌理

三 一般監督業務

イ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で軽易なものの処理

ロ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申し出または質問に対する承諾または回答で軽易なものの処理

ハ 契約の履行に関する契約の相手方との協議で軽易なものの処理

ニ 業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督（重要なものを除く）

ホ 関連するその他の業務との工程等に関する調整（重要なものを除く）の処理

へ 業務の内容の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監督業務を担当する監督職員に対する報告

ト 一般監督業務の掌理

（監督職員の担当業務等）

第5 監督職員は、総括監督員、主任監督員および監督員とし、それぞれ総括監督業務、主任監督業務および一般監督業務を担当するものとする。

2 総括監督員は、技術的条件を考慮し難易度が高い業務および低入札価格調査対象業務など監督体制を強化する必要がある業務に置くものとする。その他の業務については、前項の規定にかかわらず、総括監督員を置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任監督員は総括監督業務をあわせて担当するものとする。

3 2以上の分野を含む設計業務の監督を行う場合は、各分野に監督職員を置くものとする。ただし、技術的条件を勘案し必要がないと認められるときは、1名の監督職員が2以上の分野の

監督を担当することができるものとする。

- 4 契約の履行についての管理技術者または主任技術者（以下「管理技術者等」という。）に対する指示、承諾または協議等における書面上のやりとりは、管理技術者等から監督職員あての書面は最も上位の監督職員あてとし、監督職員から管理技術者等あての書面は当該監督業務を担当する最も上位の監督職員とする。また、監督職員が管理技術者等に対し指示または承諾を行う場合は、原則として打合せ記録簿（土木設計業務等委託必携様式第22）により行うものとする。
- 5 監督職員は、規則第 243条の規定により検査の立会を求められたときは、当該検査に立会し、その執行に協力するものとする。
- 6 監督職員の交替があったときは、前任の監督職員は、後任の監督職員にその事務を速やかに引き継ぐものとする。

（監督職員の任命基準等）

第6 総括監督員は、係長または副主幹以上の職員を任命するものとする。

2 主任監督員は、主査以上の職員を任命するものとする。

ただし、総括監督員を置かない場合は係長また副主幹以上の職員を任命するものとする。

3 監督員は、主事または技師以上の職員を任命するものとする。

4 技術的条件および設計業務等を所掌する組織における職員の配置状況により第1項、第2項または前項の規定によることが困難であると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該技術的条件を勘案し、監督を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「監督適任者」という。）を任命できるものとする。

（監督を委託する場合の承認）

第7 契約担当者は、令第 167条の15第4項の規定および規則第 247条の規定により、職員以外の者に委託して監督を行わせようとする場合は、あらかじめ、土木交通部長の承認を受けなければならないものとする。

（監督委託契約書の作成）

第8 令第 167条の15第4項の規定および規則第 247条の規定により行う職員以外への監督の委託は、設計業務等の内容、第11に規定する監督の技術的基準および第12の規定を勘案し、監督の方法または報告すべき事項その他必要な事項を記載した契約書を作成して行わなければならないものとする。

（監督職員の任命）

第9 監督職員の任命は、設計業務等の委託契約ごとに行うものとする。

（契約の相手方への通知）

第10 契約担当者は、監督職員または令第 167条の15第4項の規定および規則第 247条の規定により監督を委託した職員以外の者の職または氏名を、設計業務等の委託契約ごとに、遅滞なく、監督職員通知書により、契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があった場合

も同様とする。

(監督の技術的基準)

第11 監督職員が監督を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによる。

(監督に関する図書)

第12 監督職員は、必要に応じて次の各号に掲げる図書（契約の相手方から提出された図書を含む。）を、それぞれ担当事務について打合せ記録簿等（土木設計業務等委託必携様式第21, 22）により作成・整理し、監督の経緯を明らかにするものとする。

- 一 設計業務等の実施状況を記載した図書
- 二 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類
- 三 その他監督に関する図書

第3章 検査

(検査の種類)

第13 検査の種類は、次に掲げるとおりとするものとする。

- 一 完了検査 設計業務等の完了を確認するための検査
- 二 出来形検査 設計業務等の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において、設計業務等の指定部分または引渡部分を確認するための検査

(検査の体制)

第14 検査は、規則第 241条第 1 項の規定により、契約担当者から検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）が行うものとする。

- 2 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員が検査の対象を設計業務等の分野等により定め、または他の検査職員を指揮監督して検査を行い、その結果を総括する検査職員を定めることができるものとする。

(検査職員の任命基準)

第15 検査職員は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地方機関の執行に係る当初契約額25百万円以上の業務は事務所次長（支所にあつては支所次長）、当初契約額25百万円未満の業務は設計業務等を所掌する課長を任命するものとする。
 - 二 本庁の執行に係る当初契約額25百万円以上の業務は課長（室にあつては室長）、当初契約額25百万円未満の業務は設計業務等を所掌する係長（係長を置かない室にあつては室長補佐）を任命するものとする。
- 2 特別の技術を要する検査であるとき、同一の時期に多数の検査が競合するときまたは前項各号に掲げる者に事故があるときおよび設計業務等を所掌する組織における配置状況により前項の規定によることが困難であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「検査適任者」という。）を検査職員に任命することができるものとする。

(検査職員の任命)

第16 検査職員の任命は、検査ごとに行うものとする。

(監督の職務と検査の職務の兼職)

第17 規則第 241条第2項の特別の必要がある場合に準じ、検査職員および監督職員の職務を兼ねることができる場合は、次の各号の一つに該当する検査を行う場合とするものとする。

- 一 検査を行うために特別の技術を要するため、監督職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- 二 災害その他異常な事態の発生によって、監督職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査

(検査の技術的基準)

第18 検査職員が検査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(検査調書)

第19 検査職員は、規則第 187条および第 246条に規定により、検査を行った結果給付が完了していることを確認した場合は、請負工事等検査調書（規則様式第 132号）により検査調書を作成するものとする。

- 2 検査職員が検査を行った結果、給付が設計業務等の委託契約の内容に適合しないことを確認した場合は、請負工事等検査調書（規則様式第 132号）により検査調書を作成するものとする。

(検査の復命)

第20 検査職員は、検査を完了したときは検査復命書を作成し、検査調書を添えて復命しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成19年2月1日から施行する。
※ 「委託業務（測量・土質・設計業務）の監督職員について（通知）〔滋監第1199号 平成4年5月22日付〕」を廃止する。
- 2 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年10月1日から施行する。